

土木工事等の情報共有システム活用要領

1 趣旨

公共工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

2 対象工事及び業務

- (1) 鹿児島県土木部、商工労働水産部漁港漁場課、観光・文化スポーツ部PR観光課所管工事及び業務のうち「土木工事標準積算基準書」及び「設計業務等標準積算基準書」により積算を行った設計金額が10,000千円以上の工事及び業務を対象とする。
- (2) 対象工事及び業務であっても、インターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (3) 対象外の工事及び業務でも受注者の希望により対象とすることができる。

3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めたものでASP方式等とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。
なお、発注者は、同一工区内で複数工事間又は、関連する業務間の情報共有が必要等の合理的な理由がある場合以外では、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げないこと。

4 システムにかかる費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は、工事においては共通仮設費の率に含み、業務においては諸経費に含まれている。
- (2) 受注者の希望により対象とする場合で、「土木工事標準積算基準書」及び「設計業務等標準積算基準書」により積算されたもの以外であっても別途計上はしない。

5 システム利用者等

- (1) 発注者のシステム利用者は、監督員又は調査職員、総括監督員又は総括調査員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長、部長等を含めるものとする。
- (2) 受注者のシステム利用者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）、管理技術者、照査技術者に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

- (1) この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年1月1日から施行する。